式Ⅰの符号O_{17}を同号人口の算式Ⅰの符号Q_{17}とし、同号人口の算式Ⅰの符号O_{18}中「2.000」を「2.500」に、「1.800」を「2.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{18}を同号人口の算式Ⅰの符号Q_{18}とし、同号人口の算式Ⅰの符号O_{19}中「1.800」を「2.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{19}を同号人口の算式Ⅰの符号Q_{19}とし、同号人口の算式Ⅰの符号O_{20}中「1.600」を「2.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{20}を同号人口の算式Ⅰの符号Q_{20}とし、同号人口の算式Ⅰの符号O_{21}中「1.400」を「1.750」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{21}を同号人口の算式Ⅰの符号Q_{21}とし、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{21}の次に次のように加える。

Q_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.625
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.625

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号N_nを同号人口の算式Ⅰの符号P_nとし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{11}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{11}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{12}中「0.900」を「0.875」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{12}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{12}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{13}中「1.100」を「1.125」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{13}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{13}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{14}中「0.600」を「0.625」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{14}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{14}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{15}中「1.400」を「1.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{15}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{15}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{16}中「1.500」を「1.625」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{16}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{16}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{17}中「1.600」を「2.000」に、「2.000」を「2.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{17}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{17}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{18}中「2.000」を「2.500」に、「1.800」を「2.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{18}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{18}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{19}中「1.800」を「2.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{19}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{19}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{20}中「1.600」を「2.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{20}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{20}とし、同号人口の算式Ⅰの符号M_{21}中「1.400」を「1.750」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{21}を同号人口の算式Ⅰの符号O_{21}とし、同号人口の算式Ⅰの符号O_{21}の次に次のように加える。

O_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.625
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.625

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号L_nを同号人口の算式Ⅰの符号N_nとし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{11}及びK_{12}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{11}及びM_{12}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{13}中「1.000」を「1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{13}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{13}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{14}中「0.946」を「0.978」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{14}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{14}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{15}中「0.946」を「0.756」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{15}及びK_{16}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{15}及びM_{16}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{17}中「0.565」を「0.578」に、「0.098」を「0.111」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{17}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{17}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{18}中「0.620」を「0.622」に、「1.098」を「1.100」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{18}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{18}とし、同号人口の算式Ⅰの符号K_{19}ア中「0.196」を「0.611」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{19}イ中「0.196」を「1.122」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{19}を同号人口の算式Ⅰの符号M_{19}とし、同号人口の算式Ⅰの符号J_nを同号人口の算式Ⅰの符号L_nとし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{11}及びI_{12}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{11}及びK_{12}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{13}中「1.000」を「1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{13}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{13}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{14}中「0.946」を「0.956」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{14}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{15}中「0.946」を「0.956」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{15}及びI_{16}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{15}及びK_{16}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{17}中「0.565」を「0.578」に、「0.098」を「0.111」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{17}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{17}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{18}中「0.620」を「0.622」に、「1.098」を「1.100」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{18}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{18}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{19}イ中「0.196」を「1.122」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{19}を同号人口の算式Ⅰの符号K_{19}とし、同号人口の算式Ⅰの符号H_nを同号人口の算式Ⅰの符号J_nとし、同号人口の算式Ⅰの符号F_n及びG_{21}を削り、同号人口の算式Ⅰの符号E_{14}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{14}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{15}中「0.764」を「0.773」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{15}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{15}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{16}中「1.034」を「1.023」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{16}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{16}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{17}中「0.584」を「0.591」に、「1.135」を「1.136」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{17}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{17}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{18}中「0.640」を「0.636」に、「1.135」を「1.125」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{18}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{18}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{19}ア中「0.202」を「0.625」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{19}イ中「0.202」を「0.148」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{19}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{19}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{20}中「0.180」を「0.182」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{20}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{20}とし、同号人口の算式Ⅰの符号E_{21}中「0.169」を「0.170」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号E_{21}を同号人口の算式Ⅰの符号I_{21}とし、同号人口の算式Ⅰの符号I_{21}の次に次のように加える。

I_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.148
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.148

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号D_n中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、「限る。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号人口の算式Ⅰの符号D_nを同号人口の算式Ⅰの符号H_nとし、同号人口の算式Ⅰの符号C_{22}の次に次のように加える。

D_n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額	
E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.155
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.155